

電子化関連法制度 早分かり

< 電子商取引を中心(通信・人材関連は対象外) >

資料の内容

1. 電子化関連法制度 早分かり概要
2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別と電子化関連諸法制チェック
3. 電子化の流れに関連する法令の制定等
4. 参考資料

2002年7月24日 電子署名 電子認証シンポジウム 予稿 初版

株式会社 イ - ラボ eビジネス企画部

部長 天 野 健 二 (システム監査技術者 情報処理技術者 特種)

はじめに

最近制定された、電子化に関連する重要法制度をざっくり概観したうえで、ビジネスサイド(今回は、Eコマ - ス事業者を想定)から、どんな風にそれらの法制度が、業務に関連してくる可能性があるのか、検討してみた。電子署名 電子認証の様々な課題テ - マを検討するにあたって、これらの、諸法制、e-Japan重点計画等の動き、産業界等の意見などに注意を払うことは、重要である。以上により、本資料は、電子署名 電子認証の様々な課題テ - マを検討するうえでの、関連諸法制に関する前提知識の整理資料として作成されている。

資料作成にあたって

システム開発・システム監査実務経験および、ASP事業会社での、法務業務経験を踏まえて、微力ではありますが、法務面・IT面両面から、テ - マを浮かび上がらせるように努めた。

1. 電子化関連法制度 早分かり概要

「IT基本戦略」を基に、電子商取引に関連する法整備の概要を整理する。諸法制の目的体系、諸法制への意見・提言も加えることで、立体的な理解を深める。

2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別と電子化関連諸法制チェック

- ・Eコマ - スWEBサイトを運営する架空の事業者を想定して事業計画、企画・開発の工程で、直面する諸法制上の課題を概観する。
- ・サ - ビス提供者側に即した記述となっているが、サ - ビスを受ける側からも、事業者のサ - ビスレベル、顧客志向のスタンスを判断するのに、役立つ 内容となる。

3. 電子化の流れに関連する法令の制定等

電子化の流れに関連する法制度の骨子・留意点を概観する

(電子化関連法制度以外にも、Eコマ - スで展開する業務内容により、法規制が関連するケ - スはありうるが、それらは、本資料の対象外としたこととお断りしておく)

1.電子化関連法制度 早分かり概要(1 / 4)

1.1 素朴に、4つの観点から、把握する

電子化の流れに対応した、法制度の制定は、大きく言って、下記4つの観点からの要請に応えるようものとして、捉えられる。

- 1.消費者利益の保護の観点からの法制度 (電子消費契約法等)
- 2.高度情報化の推進、事務効率化の観点からの法制度 (電子帳簿保存法等)
- 3.犯罪防止、権利侵害への対応 (不正アクセス防止法、プロバイダ-責任法)
- 4.セキュリティ、認証など、電子商取引の基盤に関するもの (電子署名 電子認証 など)

1.2 「IT基本戦略」をベースに、体系的に、把握する

1.2.1 「IT基本戦略」における目指すべき社会像

- ・ すべての国民が、地理的・身体的・経済的制約なく、教育・医療・科学・芸術など、あらゆる情報・サービスが享受でき、流通させることができ、知識・情報を自由に交流しうる
- ・ 多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進される
- ・ 先端的な情報・技術・創造力の集積・発信による、積極的な国際貢献

1.電子化関連法制度 早分かり概要(2 / 4)

1.2.2 4つの重点政策分野

- ・ 超高速ネットワ - クインフラ整備および競争政策
- ・ 人材育成の強化
- ・ 電子商取引と新たな環境整備
- ・ 電子政府の実現

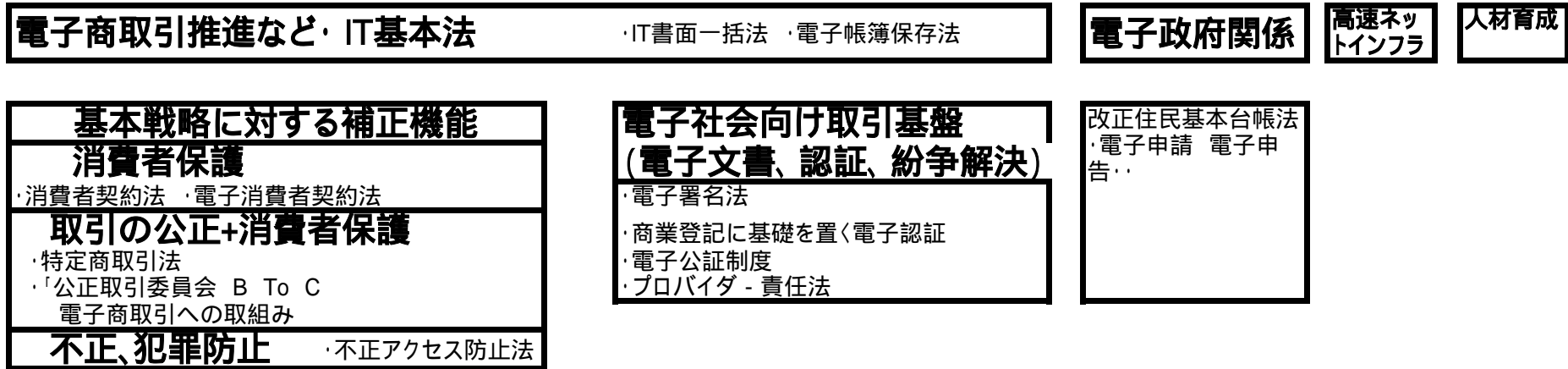
1.2.3 電子商取引と新たな環境整備 -基本的考え方-

- ・ 事前ル - ルは最小限 + 発生した紛争解決メカニズム
- ・ 国際間取引を円滑に行えるようなしくみの構築
- ・ 補完原則 (取引の透明性 、不正への的確な対処など)

1.電子化関連法制度 早分かり概要(3 / 4)

1.2.4 諸法制の機能の目的体系

「IT基本戦略」における目指すべき社会像
・すべての国民の、知恵・情報・サービスの共有・活用・交流
・多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進
・先端的な情報・技術・創造力の集積・発信による、積極的な国際貢献



1.3 対立と調整として、捉える

1.3.1 (権利保護や安全性といった防御的要素)と(事務効率といった促進的要素)の対立と調整

1.3.2 (紙をベースとした従来型の商習慣、法制度)と(電子社会という新たに生まれつつある文化)の対立と調整

1.3.3 (一般消費者と事業者、一般消費者間、事業者間など)の利害調整

1.電子化関連法制度 早分かり概要(4/4)

1.4 諸法制への種々の意見・提言を加えて、考える

「IT基本戦略」における目指すべき社会像

- ・すべての国民の、知恵・情報・サービスの共有・活用・交流
- ・多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進
- ・先端的な情報・技術・創造力の集積・発信による、積極的な国際貢献

電子商取引推進など・IT基本法

・IT書面一括法 ・電子帳簿保存法

電子政府関係

高速ネットインフラ

人材育成

基本戦略に対する補正機能

消費者保護

・消費者契約法 ・電子消費者契約法

取引の公正+消費者保護

・特定商取引法
・「公正取引委員会 B To C
電子商取引への取組み

不正、犯罪防止

・不正アクセス防止法

不正アクセス防止法

未遂や予備の規定がない(村井)

電子社会向け取引基盤 (電子文書、認証、紛争解決)

・電子署名法
・商業登記に基礎を置く電子認証
・電子公証制度
・プロバイダ - 責任法

電子署名法 ・商業登記に基礎を置く電子認証

・法人作成の文書として作成の真正の推定を定める規定が存在しない(夏井)
・事故・クレーム歴、認証業者概要等の利用者向け情報公開の規定が不足(天野)
・特定認証業者、指定調査機関、主管監督庁には、有資格者(新設)配置を義務付け制度の実質を支えるべきではないか(天野)

IT一括書面法等

書面性の義務付け規定の見直し徹底(経団連)
民事裁判管轄の合意の書面性見直し(経団連、天野)

・プロバイダ - 責任法

難しい利害調整テーマではあるが、もっと明確な基準ないと、プロバイダ - の運用負担が多大となる(天野)

住民基本台帳法 ・電子申請 電子申告

住民基本台帳法

・住民の利便?
・プライバシーの集中監視による、人権侵害の可能性
・完全なセキュリティ?
(国民共通番号制に反対する会)

2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別電子化関連諸法制チェック(1 / 5)

分析のねらい: WEBサイト運営事業会社の事業計画、企画開発等の工程と電子化関連法制の関連を概括的に示す

2.1 事業計画段階

2.1.1 事業対象となる商品、サービスのタ - ゲットは

2.1.1.1 対消費者の場合

・電子化関連法制として、消費者利益保護を目的とする消費者契約法、電子消費者契約法があるので、留意する。

3.1消費者契約法、 3.2電子消費者契約法 3.3 公正取引委員会 B TO C への取組み
3.4 特定商取引法 (インタ - ネット通販など)

・その他 割賦販売等 多くの消費者利益保護を目的とする法があるので、留意する。

・IT書面一括法で、従来書面の交付を義務付けられていたものが、一定の条件のもと、電子的通知で、代替できる等の変更が行われているので、留意する。

3.5 IT書面一括法

2.1.1.2 対法人の場合

対消費者向けとして、利用者保護目的で、制定された種々の法制の趣旨を理解し、対法人向け契約でも、取り入れることが妥当なものがないか、検討する価値はあるのではないか。

・法人の電子認証を前提とするか
・電子公証制度の安全対策が必要か

3.8 商業登記に基礎を置く電子認証 3.9 電子公証

2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別電子化関連諸法制チェック (2 / 5)

2.1.2 事業内容

2.1.2.1 Eコマ - ス運営するWEBサイトで、電子掲示板、電子会議室を開設するか？

・利用会員間、事業会社と利用会員間の相互交流などを目的として、電子掲示板や電子会議室を開設する場合、

ケ - スによっては、情報発信者による、他人の権利侵害などのトラブルに巻き込まれるリスクがあることに留意する。
このテ - マでは、最近制定されたプロバイダ - 責任法の理解が不可欠である。

3.10 プロバイダ - 責任法

2.1.2.2 官公庁への申請、申告に関連する業務に関連するか？

・ 電子申請、電子申告の制度の進展が、当該事業の内容の見直しが迫られる(あるいはビジネスチャンスとなる)場合があるので、よく動向を把握しておく。

電子申請 電子申告 3.12 住民基本台帳法

2.1.2.3 小額商品大量処理など、サ - ビス案内、申込み・承諾・契約といった処理の効率化をどの程度実施するか？

・ 取り扱う商品やサ - ビス、タ - ゲットなどから、営業・契約事務の効率化・自動化が、顧客へのサ - ビス自社の業務運営の効率化の観点から、どの程度必要か、大体のイメージを構想しておく必要がある。

3.1 消費者契約法、から、3.11不正アクセス防止法まで、総点検

2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別電子化関連諸法制チェック (3 / 5)

2.2 Eコマ - スWEBサイトの企画開発と運用

2.2.1 Eコマ - スWEBサイトの企画開発

2.2.1.1 WEBサイト全体の構成

・対消費者向けのサ - ビス内容、規制される法制およびそれに対応する画面設計上の留意点などを考慮し、法人向けと消費者向けとを分割して構成するメリット・デメリットを検討する

3.1 消費者契約法、から、3.11不正アクセス防止法まで、総点検

2.2.1.2 電子掲示板、電子会議室

・電子掲示板・電子会議室を、無条件の公開にするのか、既往の取引先に限定するのか、そういった、アクセスコントロールをどう設定するのか、などを十分検討する。

・電子掲示板・電子会議室の開設にあたっては、プロバイダ - 責任法の趣旨を理解のうえ、権利侵害の報告手続きなどを含めた適正な利用規約を策定し、わかりやすく、開示する。
また、こういった情報交換の広場を開設する意義を事業者として、明確にするとともに、利用者にも、明確にしておく。

3.10 プロバイダ - 責任法

2.2.1.3 商品・サ - ビスの内容、取引条件の開示・入力内容確認画面など

・ 商品・サ - ビスの内容、取引条件の開示・入力内容確認画面など

対消費者向けの商品・サ - ビスの場合、特に留意する必要がある。

2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別電子化関連諸法制チェック (4 / 5)

平成13年1月19日 公正取引委員会「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について-広告表示問題を中心に-」が、参考となる

- ・ **事業全体ポリシー、サイト構成、セキュリティ、契約締結方法を考慮した認証、アクセスコントロールの設計が必要。**
- ・ **契約成立の方式**

契約事務効率化、電子署名法、商業登記に基づく電子認証への適合性利用者への安全配慮などを総合的に検証し、妥当な契約成立の方式を確定する

約款内容表示のあとで、ボタンを一度クリックすると契約が成立する形式

基本約定は、紙ベ - スで、取引開始時に締結し、以降はID、パスワードなどの認証のうえ、入力画面への契約内容入力により事務処理上の必要項目入力と契約内容(数量、品目など)入力をあわせて入力してもらう形式

電子契約書を作成し、電子署名法、電子認証制度に基づく手順により、電磁的記録の送信・受信を行い、お互いに該当電子文書を契約書として電子帳簿保存法に準拠して、保存する。
必要に応じて、電子公証制度も活用する。

一定条件下での徹底して契約の自動化を進める

POS販売情報などの情報に基づいて、自動的に発注デ - タが送信されるなどの自動化を図る
但し、システムトラブルのリスク、その他運用上の予期せぬ事態ないかの監視は、必要。また、契約面での配慮も必要か。

3.1 消費者契約法、から、3.11不正アクセス防止法まで、総点検

2. Eコマ - ス事業を想定した各工程別電子化関連諸法制チェック (5 / 5)

2.3 Eコマ - スWEBサイトの運用

2.3.1 システム運用一般のマネジメント ・運用用ハード(コンピュータ、施設、入退室設備)、ソフトウェア運用

・ウイルス対策、セキュリティパッチなど、セキュリティ対策

2.3.2 電子化関連法制度を勘案したマネジメント ・不正アクセス防止への事前防御努力、検知のための体制

不正な侵入と、そこをあらたな基点とした、成りすましの上、他への攻撃をしかけていく可能性があることに十分注意する

・プロバイダ - 責任法踏まえた、権利侵害トラブルへの対応体制

(業務委託するか否か、その場合の責任分担体制)

3.1 消費者契約法、から、3.11不正アクセス防止法まで、総点検

特に下記2点に注意する

3.10 プロバイダ - 責任法

3.11不正アクセス防止法

3.電子化の流れに関連する法令の制定等(1/4)

	法律等名称(略記)	主な適用場面	制定目的	主な内容骨子	留意点
平成12年5月12日法律第61号	3.1消費者契約法	個人向け取引	消費者利益の保護	事業者と消費者間の情報、交渉力格差に鑑み 一定条件での申込み等の意思表示取消 消費者利益を不当に害する条項の無効	ホ - ムペ - ジ上の勧誘も「不実告知」における勧誘と考えるべきか。
平成13年6月29日法律第95号	3.2電子消費者契約法	個人向け取引	消費者利益の保護	(電子消費者契約 民法の特例) 電子消費者契約にて要素の錯誤があっても 申込みや承諾の意思表示を行う意思がなかったか、または異なる内容の意思表示を行う意思があった場合は、表意者に重大な過失があっても、みずから無効を主張できる (電子承諾通知 民法の特例) 隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合には、到達主義とする(発信主義の規定を適用しない)	申込み、承諾の確認を求める措置を講じている場合などでは、左記取扱いの対象にならない。 画面設計上、確認画面が必要。 利用約款設計上要注意。 利用約款設計上要注意。
平成13年1月19日	3.3公正取引委員会のB TO C 電子取引への取り組み	個人向け取引	消費者利益の保護	商品、サ - ビス内容取引条件の正確、明瞭な表示 マイナス情報等重要情報の目立つ表示、繰返し表示、情報更新とその旨の表示	画面設計上、細心の注意が必要。 消費者が誤認するような表示は景品表示法に基づく規則の対象になる
平成13年6月施行	3.4特定商取引に関する法律	個人向け取引	消費者利益の保護、取引の公正	申込み内容の確認、訂正が容易にできるように、画面設計されていない場合、行政処分対象になる場合がありうる	「インタ - ネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係わるガイドライン」参照

3.電子化の流れに関連する法令の制定等(2/4)

	法律等名称(略記)	主な適用場面	制定目的	主な内容骨子	留意点
平成13年4月1日より施行	3.5 IT書面一括法 (書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律整備に関する法律)	個人向け取引 (主に)	電子商取引の推進 (書面交付等を義務付ける法律が、電子商取引等の拡大を阻害する一因であった。)	書面の交付等を義務付ける法律について、デジタル式の方法でできるようにした。	契約書に記載されるのが通例の、裁判管轄の合意について民事訴訟法11条第2項で書面性を要求されている。民事訴訟法、裁判所法、国際私法等多くの法体系等に関するため、この条項は、改定されていない。 現法制で、電子契約書上の裁判管轄の合意がどう解釈されるか、本条項の改定あるいは解釈の動向には十分注意する必要がある。 契約書の電子化に踏み切るか否かを検討する際、留意すべき事項である。
平成10年3月31日法律第25号	3.6電子帳簿保存法	会社での、契約書などの電子化、帳簿類の電子化	情報化社会への対応し、納税者等の帳簿書類の保存負担を軽減すること	省令により承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の保存をもって、帳簿の保存に代えることができる 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存も同様の扱い	電子契約書を含む。紙の契約書をスキャナなどの読み込み、電子化したものは含まない。
平成12年5月31日法律第102号 (平成13年4月1日施行)	3.7電子署名および認証業務に関する法律	電子署名一般、特定認証業務は、個人を想定	情報の電磁的方式による流通および情報処理の促進	電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定 特定認証業務に関する認定制度等を定める 電子署名とは 本人確認(署名者による作成の確認)	電子商取引の基盤となりうる画期的なテ - マではある。関連する課題の多さ、複雑さから、今後解決すべき問題を多く抱えている。 特定認証であることは法的な推定効が生じる必要条件ではない。 法人代表者個人の電子署名が(法務省に認証され)が適正に施された場合、3条の推定効が生じ、法人の作成した電磁的記録の真正の成立の推定効が生じるとされる。

3.電子化の流れに関連する法令の制定等(3/4)

制定年月日等	法律等名称(略記)	主な適用場面	制定目的	主な内容骨子	留意点
				改竄検知確認	この点については、特定認証業務の施行規則が、個人を想定していることから、電子署名法3条は、法人には適用されず、法人の作成した電磁的記録の真正の成立の推定効を定める法律がないとの反対説(夏井)もある。内田も、「電子商取引と民法」の中で、法人認証の困難さについて触れており、岡村の「電子署名法の解説」でも関連テ - マが取り上げられている。
平成12年10月商業登記法等の改正法が施行	3.8商業登記に基礎を置く電子認証制度	会社等の正確な情報の把握(登記事項証明)	ネットワーク社会で、商業登記情報を活用できるようにする(従来の印鑑証明書、資格証明書と同等機能)	電子証明書の発行 会社代表者資格と公開鍵の証明 届け出印鑑になどによる本人確認 電子的な登記事項証明 登記変更による失効情報を反映	電子政府実現のための基盤整備 債権譲渡登記オンライン申請 GPKIブリッジ認証局との相互認証
平成14年1月15日運用	3.9電子公証制度(公証制度に基礎を置く電子公証制度)	私人間(個人を除く) 電子文書の確定日付 電子私署証書の認証 同一性証明 同一情報(複製)の取得	私人間権利関係の明確化による、紛争未然防止<公証制度>の、電子文書版	ネット上での電子文書送受信により電子確定日付 付与文書を取得 文書内容の違法性審査を含む認証が受けられる 電子確定日付文書、電子私署証書が、指定公証人により、認証されたものと同一性を証明してもらう 電子文書の原本保存してもらう 後日、複製取得ができる	電子署名法、商業登記に基づく電子認証による、電磁的記録の真正な成立の推定効のしくみに、さらに取引の安全、紛争未然防止の基盤を提供するもの 但し、金銭貸借など、一部の電子化は、実現されていない。

3.電子化の流れに関連する法令の制定等(4/4)

制定年月日等	法律等名称(略記)	主な適用場面	制定目的	主な内容骨子	留意点
平成13年11月30日公布	3.10プロバイダ - 責任法	特定電気通信による情報の流通による権利侵害がある場合	情報の流通による権利侵害があった場合の、責任範囲、権利関係の明確化 インタ - ネットの円滑なかつ、健全な利用促進	特定電気通信役務提供者(WE Bでの電子掲示板等運用者が該当する)の損害賠償責任の制限、発信者の情報の開示請求する権利を定める	プロバイダ - 責任法ガイドライン等検討協議会により、ガイドラインが作成されている
平成12年2月13日施行	3.11不正アクセス防止	電気通信回線を通じて行われる犯罪防止	不正アクセス防止、通信社会の秩序維持	・不正アクセス行為の禁止 ・不正アクセス行為を助長する行為の禁止 ・アクセス管理者は防御措置に努める	未遂、予備の規定がない。(村井)
平成13年7月4日法律第101号	3.12住民基本台帳法	国、地方公共団体と住民公的機関間通知	国、地方公共団体の行政事務の合理化、住民の利便増進	国、地方公共団体の義務 住民基本台帳の備え 記載事項の安全確保、守秘義務	個人情報保護などの観点から、賛否議論がある。

* POSの販売情報に基づく自動発注などの契約(契約の自動化)を、法的にどう構成するかといった問題指摘がある(内田)

* 書面の作成、保存、備え付け等の義務付けが、すべてなくなったわけではなく、取引における書面要件に関しても、前述の裁判管轄の合意の書面要件以外にも、貸金業における書面交付義務等がある。(経団連「e-Japan重点計画の見直しにあたって」2002/4)

4.参考文献(1/4)

(全体)

OFFICE HIMI 電子商取引に関する法制
<http://himi13.tripod.co.jp/document/it014.htm>

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>

IT基本戦略(IT戦略会議 2000/11)
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai6/pdfs/6siryou2.pdf>

IT関連法律リンク集
http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/it_hourei.html

(社)経済団体連合会「e-Japan重点計画見直しにあたって」2002/4
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/015.pdf>

内田貴「電子商取引と民法」Tokyo Internet Law Journal 2000/9 <http://www.tokyointernetlawjournal.com>

会社契約実務研究会 編集「最新モデル 会社契約 作成マニュアル」新日本法規出版 2002/1

多賀谷一照・松本恒雄編集代表 「情報ネットワークの法律実務」 第一法規

服部成太「6 特別論考」http://www.ecom.jp/gecom/about_wg/wg11/seika9804/cybermall-6.htm

横溝 大「情報通信の国際的側面に関する法的考察-フランス・アメリカ・日本の比較法的検討を中心に」
「-資料2- 2000年IST会議「あらゆる人々のための情報化社会」
-ワ-クショップ「抵触法と電子商取引」を中心として
http://www.taf.or.jp/report/kjosei_16/pdf/p358-p397.pdf

4.参考文献(2/4)

消費者契約法(条文)

<http://www.consumer.go.jp/index2.html>

野々山宏、村 千賀子、井田 雅貴 編者「Q & A消費者契約法」ぎょうせい2001 / 2

会社契約実務研究会 編集「最新モデル 会社契約 作成マニュアル」新日本法規出版 2002 / 1

(3.2電子消費者契約法関連)

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(条文)

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e11011aj.html>

会社契約実務研究会 編集「最新モデル 会社契約 作成マニュアル」新日本法規出版 2002 / 1

(3.3公正取引委員会のB TO C 電子商取引への取組み)

会社契約実務研究会 編集「最新モデル 会社契約 作成マニュアル」新日本法規出版 2002 / 1

「公正取引委員会のB TO C 電子商取引への取組み」

(3.4特定商取引法関連)

訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律(特定商取引法)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/warehouse/tokushoho/20010601_kaisei_hhh.pdf

(3.5 IT書面一括法)

(IT書面一括法)書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(条文本文ほか)

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0001048/0/1020syomen.pdf>

4.参考文献(3/4)

(3.6電子帳簿保存法)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>(法令検索)

(3.7電子署名および認証業務に関する法律)

電子署名および認証業務に関する法律(条文)

<http://www.meti.go.jp/kohosys/topics/00000061/jyoubun.pdf>

夏井高人「電子署名法 電子文書の認証と運用のしくみ」リックテレコム、2001 / 12

「電子署名・電子認証シンポジウム」資料集、同シンポジウム実行委員会、2000 / 2

岡村久道「電子署名法の解説」<http://www.law.co.jp/OKAMURA/jyohou/e-sign.htm>

電子商取引推進協議会 「電子署名利用者システムの構築・利用ガイドライン」2001 / 3

(3.8商業登記に基礎を置く電子認証制度)

商業登記法等の一部を改正する法律

http://www.moj.go.jp/HOUAN/S_TOUKI/refer02.html

法務省民事商事課「商業登記に基づく電子認証制度-その概要と今後の展望-」 2001 / 10

<http://www.ecom.or.jp/pkiforum/gotou.pdf>

(3.9電子公証制度)

(公証制度に基礎を置く電子公証制度)

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年三月一日省令第二十四号) 条文ほか

<http://www.moj.go.jp/>

4.参考文献(4/4)

(3.10プロバイダ - 責任法)

(プロバイダ - 責任法) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(条文)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/pdf/jyoubun.pdf

社団法人テレコムサ - ビス協会内 プロバイダ - 責任法ガイドライン等検討協議会

「プロバイダ - 責任法 著作権関係ガイドライン」 2002 / 5

http://www.telesa.or.jp/01provider/01images/provider_020524_1.pdf

「プロバイダ - 責任法 名誉毀損プライバシー-関係ガイドライン」 2002 / 4

http://www.telesa.or.jp/01provider/01images/provider_020524_2.pdf

(3.11不正アクセス防止)

(不正アクセス防止法) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(条文)

http://www.npa.go.jp/hightech/fusei_ac2/houann.htm

村井純・橋雅彦「不正アクセス防止法」<http://www soi.wide.ad.jp/class/200100003/slides/07/26.html>

(3.12住民基本台帳法)

住民基本台帳法(条文)

<http://kokuminbango.hantai.jp/>

総務省発行 住民基本台帳ネットワーク - クシステムの概要 2002/1(2002/5更新)

http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rpo/rss/system_gaiyo/gaiyo_020501.pdf

自治省(現総務省)発行 住民基本台帳ネットワーク - クシステムの構築 2000/2

http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rpo/rss/system_gaiyo/juki-net_panfu.pdf

国民共通番号制に反対する会「スト - カ - 国家にノ - 」

<http://kokuminbango.hantai.jp/>